

就労・自立支援

障害者就業・生活支援センター「はまゆう」

就職を希望されている障がい者の方、及び在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者与生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

●対象となる人

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病の方など

●お問い合わせ

障害者就業・生活支援センター「はまゆう」

宗像市田熊5-5-2

TEL 0940-34-8200 FAX 0940-34-8300

福岡東公共職業安定所（ハローワーク福岡東）

障がい者の就労に関する相談や職業紹介を行っています。

●対象となる人

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者

●お問い合わせ

福岡東公共職業安定所 障がい者担当

TEL 092-672-8633 FAX 092-681-1438

福岡障害者職業センター

公共職業安定所等の関係機関との連携のもと、障がいのある方や事業主に対する就職や職場定着にかかる相談、援助を行っています。例えば、就職への準備を行うための職業準備支援や職場定着に向けた支援、うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行っています。

●対象となる人

就職や職場定着、職場復帰を目指す障がい者のある方
(手帳の有無は問いません。)

※相談は予約制ですので事前にご連絡ください。

●お問い合わせ

福岡障害者職業センター

TEL 092-752-5801 FAX 092-752-5751

福岡県障がい者リハビリテーションセンター

障がいがある人に対し、利用者の主体性、選択性、自己決定を尊重したリハビリテーションプログラム（基本・選択・目標志向型）を提供し、円滑に社会生活に移行できるように支援する自立訓練（機能訓練・生活訓練）施設です。

●対象となる人

- ① おおむね18歳から65歳位の障がい者（主たる対象者：肢体不自由）、または高次脳機能障がい者、発達障がい者で、障がい福祉サービス受給者証の交付を受けた人
- ② 病院での治療を終了後、施設の利用に際し常時介護を必要とせず、集団生活が可能である人

●お問い合わせ

福岡県障がい者リハビリテーションセンター
〒811-3113 古賀市千鳥3丁目1番1号
TEL 092-944-1041 FAX 092-944-1051

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局

福岡視力障害センター

視覚障がい者にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得に必要な理論と実技の習得【就労移行支援（養成施設）】、及び自立した生活を営むために必要な生活技能習得のための訓練【自立訓練（機能訓練）】（歩行・点字・音声パソコン・日常生活訓練等）を行う施設です。各訓練に通えない方には宿舎の利用【施設入所支援】が可能です。

●対象となる人

【就労移行支援（養成施設）】

視覚に障がいのある方で、施設利用について市区町村から「障がい福祉サービス受給者証」の交付を受けた18歳以上65歳未満の方で、次の①または②に該当する方

- ① 学校教育法第90条第1項の大学に入学することができる方
- ② 当センターが実施する「個別利用資格審査」によって、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められた方

【自立訓練（機能訓練）】

視覚に障がいがある方で、施設利用について市区町村から「障がい福祉サービス受給者証」の交付を受けた方

●費用負担

厚生労働大臣が定める基準により各市町村が定める額、当センターが定める食事の提供に要する費用及び光熱水費

●申請方法および審査方法

当センター所定の利用申込関係書類を当センター宛に送付いただきます。その後利用申込関係書類及び面接選考（就労移行支援のみ）により利用承諾の可否を決定いたします。

●お問い合わせ

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 福岡視力障害センター 支援課
〒819-0165 福岡市西区今津 4820-1
TEL 092-806-1361（代表） 092-807-2844（相談専用）
FAX 092-806-1365
メールアドレス shienka-f@mhlw.go.jp
ホームページアドレス <http://www.rehab.go.jp/fukuoka/>

福岡障害者職業能力開発校

●目的

一般の職業能力開発校で訓練を受けることが困難な障がいのある方に対して職業訓練を行うために設立された国立県営の職業能力開発施設です。障がいのある方々に適応する職種に関する知識・技能の習得を支援し、「職業人として有為な労働者」として職業の安定と地位向上を図るとともに、社会及び経済の発展に寄与する技能者を養成することを目的としています。

●科目（令和3年度）募集人員150名

課程	科名	募集人員	訓練期間	課程	科名	募集人員	訓練期間
普通	機械CAD科	20名	1年間	短期	流通ビジネス科	25名	1年間
	プログラム設計科	20名	2年間		流通ビジネス科 音声パソコンコース	5名	
	商業デザイン科	20名	1年間		総合実務科	20名	
	OA事務科	20名			職域開発科 【令和3年度新設】	10名	6か月間

●応募対象者 下記の1から3の要件に該当する方

1【普通課程を希望される方】

2021年3月新規高等学校卒業生、高等学校卒業程度又はこれと同等の学力を有する18歳以上（2021年4月1日現在）の方

【短期課程を希望される方】

2021年3月新規中学校卒業生、義務教育修了者又はこれと同等の学力を有する方

2 公共職業安定所（ハローワーク）所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受講して関連職種への就職を希望し、訓練を受講する上で健康面と集団生活に支障のない方

3【機械CAD科、プログラム設計科、商業デザイン科、OA事務科、流通ビジネス科を希望される方】

- 身体障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのある方（手帳の有無を問いません）

【流通ビジネス課 音声パソコンコースを希望される方】

- 視覚障がいのある方（手帳の有無を問いません）

【総合実務科を希望される方】

- 療育手帳を取得されている方、又は選考日前日までに手帳を取得できる方
- 児童相談所、障がい者更生相談所、障害者職業センター等で知的障がいのある方と認める判定書を提出できる方
- 支援者の協力が必要なため、支援者（保護者含む）がいる方。入寮生は、生活・就業訓練のため休校日前日から帰省できる方

【職域開発科を希望される方】

- 精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方（手帳の有無を問いません）
- 作業系訓練に支障のない方
- 毎日通校できる方（通校も訓練と位置付けており、入寮はできません）

●応募手続き

1 応募書類

- (1) 入校願書（6ヶ月以内に撮影した写真、正面、上半身、無帽の4cm×3cm貼付け）
- (2) 健康診断書（様式指定）
- (3) 氏名と障がい名等が分かるもの（①～⑤のいずれか）

- ①障害者手帳（身体、精神、療育）の写し
- ②主治医の意見書（6ヶ月以内）の写し
- ③指定難病の医療受給者証等の写し
- ④知的障がいがあると認める判定書
- ⑤診断書等

※精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいがあると診断された方（重複障がいの方も該当します）は、「主治医の意見書（6ヶ月以内）」の写しの提出が必要です。

※入寮希望の方と職域開発科希望の方は、「障がい者診断書（本校様式）」の提出が必要となります。

※入校願書・健康診断書については、ハローワーク（公共職業安定所）で職業相談後、お受け取りください。

2 書類提出先

福岡東公共職業安定所（ハローワーク福岡東）
TEL 092-672-8633 FAX 092-681-1438

●その他

○入校料、授業料は無料です。

○通校が不便な方には校内に寮設備があります。一定の要件を満たす方は寮を利用できます。但し、入寮希望の方は「障がい診断書（本校様式）」で入寮の可否を判断します。

○公共交通機関を利用して通校する方で一定の条件を満たす方は、通学割引制度を利用できます。

○インターンシップ等を活用して、就職活動を支援します。

○施設見学は、毎週木曜日（事前予約制）14：00からです。お気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ

○詳細については、本校までお問い合わせください。

国立県営 福岡障害者職業能力開発校

〒808-0122 北九州市若松区大字蟹住 1728-1

TEL 093-741-5431 FAX 093-741-1340

ホームページアドレス <http://www.fukuoka-kunren.net/>

メールアドレス shougaishanoukai@pref.fukuoka.lg.jp

聴覚障がい者生活訓練教室

聴覚障がい者に対し、職業生活、コミュニケーションの方法、人間関係、生活設計、育児、芸術、文化など社会生活に必要な知識情報について訓練指導を行います。

●対象となる人

聴覚障がい者

●お問い合わせ

福岡県聴覚障害者センター（クローバープラザ3階）

TEL 092-582-2414 FAX 092-582-2419

福岡県聴覚障害者センターのホームページアドレス <http://www.fad.or.jp/>

生活福祉資金

福岡県社会福祉協議会が、子の高等学校等進学時の教育資金や障がい者自動車購入資金などの貸付を行っています。貸付利子は返済据置期間経過後、年1.5%です。(ただし連帯保証人をたてた場合は無利息)

●対象となる人

市県民税非課税程度の世帯で、他機関からの融資や公的制度を受けることができない世帯

※この資金は、利用者が新たな負債を増すことにより、さらに生活困難に陥らないようにするため、下記の要件に該当する世帯は利用できません。

- ① 所得がない世帯
- ② 本資金の償還見込みがたたない世帯
- ③ 対象となる資金種別がない世帯
【例】金融業、取立、信販、娯楽業、資金の投機的活用、その他公序良俗に反する業種
- ④ 本資金の償還が完了していない(滞納がある)世帯
- ⑤ 本資金を借金の返済に充てることを予定している世帯
- ⑥ 貸付・償還について担当民生委員の指導を受けない世帯
- ⑦ 生活保護世帯(福祉事務所長の意見書があれば可)

※資金種類や貸付条件等の詳細については、下記にお問い合わせいただくか、福岡県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会

TEL 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393